

議第 1 5 号

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

新エネルギーを活用する事業者及び本社機能の移転・拡充を行う事業者を新たに企業立地支援制度の対象とするため改正しようとする。

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(助成金対象業種)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる業種は、農</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>(15) 本社機能 法人又は個人の事業所等であつて、次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 事務所であつて次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの</u></p> <p><u>(ア) 調査及び企画部門</u></p> <p><u>(イ) 情報処理部門</u></p> <p><u>(ウ) 研究開発部門</u></p> <p><u>(エ) 国際事業部門</u></p> <p><u>(オ) その他管理業務部門</u></p> <p><u>イ 研究所であつて研究開発において重要な役割を担うもの</u></p> <p><u>ウ 研修所であつて人材育成において重要な役割を担うもの</u></p> <p><u>(16) 本社機能移転計画 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第3項の規定により岐阜県知事が認定した本社機能に移転又は整備する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。</u></p> <p><u>(17) 中小企業 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。</u></p> <p>(助成金対象業種)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる業種は、農</p>

業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンターその他の規則で定めるものとする。

業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンター、新エネルギー供給業その他の規則で定めるものとする。ただし、新エネルギー供給業のうち、前条第1項第3号に規定する助成金の交付の対象となる業種は、規則で定めるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、本社機能移転計画により本社機能を市内に新設、増設又は移設をする事業者の業種は、助成金の対象業種とする。

改正前				改正後			
別表第1（第3条、第7条関係）				別表第1（第3条、第7条関係）			
助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間	助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間
雇用促進助成金	(1) 新設の場合 基準日における新規雇用従業員の数が1人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合 基準日において、新規雇用従業員の数が1人以上で、かつ、常時雇用従業員の数が基準従業員数を超過していること。	新規雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額。ただし、増設又は移設の場合においては、基準日における常時雇用従業員の数から基準従業員数を差し引いた数に20万円を乗じて得た額を限度とする。	操業開始した年度の翌年度から5年間	雇用促進助成金	(1) 新設の場合 基準日における新規雇用従業員の数が1人以上(本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上)であること。 (2) 増設又は移設の場合 基準日において、新規雇用従業員の数が1人以上(本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上)で、かつ、常時雇用従業員の数が基準従業員数を超過していること。	新規雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額。ただし、増設又は移設の場合においては、基準日における常時雇用従業員の数から基準従業員数を差し引いた数に20万円を乗じて得た額を限度とする。	操業開始した年度の翌年度から5年間
事業所等設置助成金の項・事業所等新設助成金の項（略）				事業所等設置助成金の項・事業所等新設助成金の項（略）			
事業所等借上助成金	基準日において、当該基準日前1年間に支払った借上料等が240万円以上であること。	基準日前1年間に支払った借上料等の100分の50以内の額で、1億円を限度とする。	操業開始した年度の翌年度から5年間	事業所等借上助成金	基準日において、当該基準日前1年間に支払った借上料等が240万円以上であること。 <u>ただし、本社機能移転計画による場合は、借上料等を支払っていること。</u>	基準日前1年間に支払った借上料等の100分の50以内の額で、1億円を限度とする。	操業開始した年度の翌年度から5年間
別表第2（第5条、第9条関係）				別表第2（第5条、第9条関係）			
助成金の種類	指定の要件			助成金の種類	指定の要件		
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数			投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数	
雇用促進助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上(過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合)又は年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より1人以上増加していること。		雇用促進助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上(過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合)又は年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。 <u>ただし、本社機能移転計画による場合は、投</u>	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より1人以上増加していること。 <u>ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の</u>	

				下固定資産総額が、中小企業にあつては1,000万円以上、その他の企業にあつては2,000万円以上であること又は年間の借上料等が見込まれること。	企業にあつては10人以上であること。
事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上であること。ただし、過疎地域にあつては、2,700万円を超えること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上増加していること。	事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上(過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合)であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあつては1,000万円以上、その他の企業にあつては2,000万円以上であること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上増加していること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上であること。
事業所等新設助成金	新設に伴う投下固定資産総額が3,000万円以上であること。ただし、過疎地域にあつては、2,700万円を超えること。		事業所等新設助成金	新設に伴う投下固定資産総額が3,000万円以上(過疎地域にあつては、2,700万円を超える場合)であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあつては1,000万円以上、その他の企業にあつては2,000万円以上であること。	
事業所等借上助成金	年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上増加していること。	事業所等借上助成金	年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上増加していること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあつては5人以上、その他の企業にあつては10人以上であること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この条例による改正後の高山市企業立地促進条例の規定は、施行日以後に操業開始する事業所等について適用する。